

## 議案第133号

### 反訴の提起について

次のとおり、債務不存在確認請求に対する反訴を提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

#### 1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 \*\*\*\*

#### 2 請求の要旨

川崎市中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）では、川崎市中央卸売市場業務条例の規定に基づき市場施設の使用指定を受けた卸売業者等に対し、毎月の使用量に応じた光熱水費を請求している。本市が、北部市場における過去の光熱水費の請求状況を調査したところ、被告となるべき者が青果棟低温卸売場において使用した電力の費用を、被告となるべき者に対し請求していなかったことが判明した。

このため、本市は、被告となるべき者に、青果棟低温卸売場に係る電力の費用を請求したところ、被告となるべき者は、一部についてのみ納付をしたが、電力の費用に係る未納額の支払請求には応じず、本市に対し、当該未納額に係る債務は存在しないことの確認を求める訴えを提起したため、被告となるべき者に対して当該未納額の支払を求める反訴を提起したい。

### 3 本件に関する取扱い

- (1) 本件の訴訟は、弁護士に委任する。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 昭和57年7月1日、本市は、川崎市中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）を開設し、同日、被告となるべき者は、北部市場において市場施設の使用指定を受け、青果部に係る卸売業務を開始した。
- 2 平成25年2月23日、本市は、北部市場内に青果棟低温卸売場を設置した。
- 3 平成25年5月1日、被告となるべき者は、青果棟低温卸売場に係る使用指定を受け、青果棟低温卸売場の使用を開始した。
- 4 令和3年2月9日、本市が、北部市場における過去の光熱水費の請求状況を調査したところ、青果棟低温卸売場に係る電力の費用について、平成25年5月以降、被告となるべき者に対して請求していなかったことが判明した。
- 5 本市は、被告となるべき者に対し、平成25年5月から令和3年3月までの間に青果棟低温卸売場において使用した電力の費用として19,405,813円を、同年10月18日付けで、同年12月30日までに支払うよう請求した。
- 6 令和4年1月18日、本市は、被告となるべき者から納入期限までに支払が無かったため、督促状を送付した。
- 7 令和4年1月25日、被告となるべき者は、令和元年9月から令和3年3月までの間に青果棟低温卸売場において使用した電力の費用として、3,178,651円を納付した。
- 8 被告となるべき者は、平成25年5月から令和元年8月までの間に青果棟低温卸売場において使用した電力の費用に係る支払請求には応じず、令和4

年4月14日、本市に対し、当該電力の費用に係る債務は存在しないことの確認を求める訴えを提起したため、被告となるべき者に対して、当該電力の費用の支払を求める反訴を提起するものである。